コーポレートガバナンス
CORPORATE GOVERNANCE

Advanex Inc
最終更新日：2015年7月8日
株式会社アドバネクス
代表取締役社長　柴野　恒雄
問合せ先：広報IR室　03-3822-5865
証券コード：5998
http://www.advanex.co.jp

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

Ⅰ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社グループでは、企業統治（コーポレート・ガバナンス）とは、株主、取引先、従業員、社会など様々なステークホルダーとの関係において、企業ミッションのもと、どのような仕組みで企業を統治してゆくかという組織および運営に関する基本的枠組みであると理解しております。経営の効率性、透明性を向上させ、顧客への付加価値の持続的提供を通じて企業価値を最大化し、その結果、あらゆるステークホルダーの長期的利益を満たすことをコーポレート・ガバナンスの基本的な方針、目的としております。

当社は監査役会設置会社であり、会社の機能として会社法に規定する株主総会、取締役会および監査役会を設置しております。当社の取締役は8名で、迅速な意思決定と業務運営ができる規模となっております。会社法上、取締役会専決事項とされた重要事項は全て毎月の定時取締役会で審議されており、また、必要に応じ臨時取締役会を随時開催できる機動的な体制を敷いております。監査役会は社外監査役2名を含む監査役3名で構成され、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役の職務遂行について豊富な経験、知見および専門知識から適切な監視が行える体制をとっております。

このほかに、内部統制室を設置しております。これは内部監査を兼ねた機関であり、監査役会と調整しながら、経営方針の遂行状況、業務活動全般について内部監査し、業務改善に向け具体的助言、勧告等を行っております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満

【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数（株）	割合（%）
加藤　清	2,362,998	5.69
株式会社三菱東京UFJ銀行	1,987,852	4.79
アドバネクスパートナーシップ持株会	1,339,898	3.23
AAA株式会社	1,297,000	3.12
加藤　雄一	548,876	1.32
橋本　孝二	543,000	1.31
三井住友信託銀行株式会社	465,000	1.12
西村　明美	449,028	1.08
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口5）	431,000	1.04
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	426,000	1.03

支配株主（親会社を除く）の有無	―――
親会社の有無	なし

補足説明

上記の所有株式数と割合は2014年3月31日時点のものです。

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3 月
業種	金属製品
直前事業年度末における（連結）従業員数	1000人以上
直前事業年度における（連結）売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社以上50社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

―――

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情 更新

なし

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	8 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	会長(社長を兼任している場合を除く)
取締役の人数	8 名
社外取締役の選任状況	選任していない
指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	5 名
監査役の人数	3 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役と会計監査人の連携状況につきましては、年度毎に監査計画(会計監査計画、監査役監査計画等)の確認を行う以外に、四半期及び期末の監査の方法と結果について意見交換を行っております。このほか、監査実施状況の報告・説明等のため、平成25年度は年5回の会合を実施しております。
監査役と内部監査部門の連携状況につきましては、事業年度の初めに、事業計画、監査役監査計画(主に重点監査項目)、内部統制室の監査計画等の確認を行うほか、両者で年11回(平成25年度)会合を行っております。また、内部統制室から内部監査の実施状況及び結果の報告を都度受領しております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)											
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
川崎　利秋	他の会社の出身者													
越智　大藏	他の会社の出身者													

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」
a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
c　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
d　上場会社の親会社の監査役
e　上場会社の兄弟会社の業務執行者
f　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
g　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
h　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
i　上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
j　上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
k　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
l　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
m　その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
川崎　利秋	○	独立役員	当社の業務内容に詳しく、経営実務の妥当性について客観的に判断できる方であり、社外監査役として適任であります。また、当社の経営全般について独立した立場から、中立・公正なアドバイスをいただけると判断しました。 ＜独立役員指定理由＞ 独立役員の要件である「一般株主と利益相

			反が生じるおそれのない者」に該当し、一般株主の保護、ひいては当社のコーポレートガバナンスの充実のため期待できる者として、独立役員に指定します。
越智　大藏	○	独立役員 リバーエレテック(株)社外監査役 共同ピーアール(株)監査役	財務分野における豊富な知識と他社における豊富な役員経験をもとに、経営を客観的かつ中立的に監視できる方であり、社外監査役として適任であります。また、IRアドバイザーとしての経験をもとに、投資家や一般株主の利益と相反することなく、経営に対して適切なアドバイスをいただけると判断しました。 ＜独立役員指定理由＞ 独立役員の要件である「一般株主と利益相反が生じるおそれのない者」に該当し、一般株主の保護、ひいては当社のコーポレートガバナンスの充実のため期待できる者として、独立役員に指定します。

【独立役員関係】

独立役員の人数 更新　2 名

その他独立役員に関する事項

―――

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況　ストックオプション制度の導入

該当項目に関する補足説明

当社の長期的な企業価値向上に対する意欲や士気を高めるとともに、取締役の報酬と当社の業績や株価との連動性を強め、より一層株主の皆様の利益を重視した業務展開を図ることを目的として当社取締役に対し、新株予約権を用いた株式報酬型ストックオプションを付与しております。

ストックオプションの付与対象者　社内取締役

該当項目に関する補足説明

対象者は取締役7名であります。

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況　個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

平成25年度中に取締役および監査役に支払った報酬内容は次のとおりであります。
取締役に支払った報酬167,018千円(うち社外取締役　－　千円)
監査役に支払った報酬 18,775千円(うち社外監査役 7,019千円)
なお、取締役の支給額には、使用人兼取締役の使用人分給与4,560千円は含まれておりません。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無　あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

株主総会にて決定する報酬総額の限度内で、経営内容、経済情勢、社員給与とのバランス等を考慮して、取締役の報酬は取締役会の決議によって決定し、監査役の報酬は監査役会の協議により決定しております。
なお、平成25年6月20日開催の第65期定時株主総会での決議により、取締役の報酬額は年額3億円以内、平成5年6月29日開催の第45期定時株主総会での決議により、監査役の報酬額は月額300万円以内と定められております。
また、上記第65回定時株主総会において当該報酬額とは別枠で、当社取締役に対する報酬額として年額30百万円の範囲で、新株予約権を用いた株式報酬型ストックオプションを付与することにつきご承認をいただいております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外取締役は現在おりません。現在当社には監査役サポートのための専従スタッフはいませんが、今後、監査役が必要と判断した時には監査役の職務を補助すべき者を選任いたします。現状は、常勤監査役が情報収集したものを監査役会等を通じて社外監査役に報告する他、取締役等から送付される電子メールによって情報の共有を図っております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

・当社は、現在、業務に精通した社内取締役8名の体制で、経営上の重要事項に関する迅速な意思決定、業務の執行と監督を行っております。取締役会は毎月1回の定時開催に加え、必要に応じて臨時に開催され、また、経営課題に対する討議や業務執行の報告等を目的として、毎月取締役と監査役の出席のもと経営会議が開催されております。なお、株主に対する取締役の職務責任を明確にするため、定款に取締役の任期を1年と定めております。
・監査役会は、社外監査役2名を含む監査役3名で構成し、取締役の業務執行の監査を行っております。監査役会は監査の方針を定め、取締役会と経営会議、その他重要な会議に出席するほか、社長を始めとする取締役等から業務内容のヒアリングを行っております。また、内部監査部門および会計監査人と情報交換・意見交換を行うなど連携を密にして、監査の実効性向上に努めております。このほか、監査役は決裁申請書等の重要な書類の閲覧や本社および主要な事業所において業務や財産の状況の調査を実施しております。なお、当社の内部監査は内部統制室が担当しており、監査役会および会計監査人と連携しながら、経営施策の遂行状況や業務活動全般を監査し、業務改善に向け具体的な助言や勧告を行っております。
・社外監査役2名は、ともに他社の取締役・監査役経験者であり、経営実務に携わった経験をもとに当社の経営を客観的かつ中立的に監視・監査できる方として選任されております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

・上記のとおり、当社では監査役会の強化を通じて、経営監視機能の充実を図っております。また、社外監査役が、独立かつ中立的な立場に立って取締役の業務執行を監査することに加え、取締役会や経営会議において外部的視点から事業運営等に対する助言等も行うことにより、現状において社外取締役に期待される役割も一部担っていると考えております。
・これに加えて、当社では経営者の説明責任を確保するため、年2回（通期決算および第2四半期決算発表後）アナリスト・機関投資家、マスメディア向けに決算説明会を開催し、社長自らが業績や今後の事業動向について説明を行っております。また、当日の説明会のビデオ映像を当社のホームページでも公開しております。株主に対しては、株主総会終了後に、経営現況報告会を開催し、経営状況の報告と株主との意見交換を行うほか、年2回株主通信の送付と株主アンケートの実施を行っております。アンケートの結果および株主の意見については、広報IR部門が集計し、経営会議において報告を行っております。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
集中日を回避した株主総会の設定	第66期定時株主総会においては、集中日とされる平成26年６月27日を避け、平成26年６月19日に開催しております。
電磁的方法による議決権の行使	会社の指定する議決権行使サイトを利用していただくことで、インターネットによる議決権行使が可能になっている。
招集通知（要約）の英文での提供	当社ホームページに掲載を行っている。
その他	当社ホームページに招集通知、決議通知及び議決権行使の集計結果の開示に関する掲載を行っている。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
個人投資家向けに定期的説明会を開催	昨年11月に個人投資家向け会社説明会を開催しました。 今年は、3回開催予定となっております。	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	通期決算発表後の5月と第2四半期決算発表後の11月に、各決算説明会を開催している。説明は社長が行い、決算の概要および今後の事業計画についてポイントを説明している。説明会の様子は、当社ホームページにおいてビデオで見ることができるようにしております。	あり
IR資料のホームページ掲載	ホームページ（http://corp.advanex.co.jp/ir/）に掲載している内容は、決算情報、決算情報以外の適時開示資料、有価証券報告書と四半期報告書、決算説明会資料、コーポレート・ガバナンスの状況、株主総会の招集通知と決議通知など多岐にわたります。	
IRに関する部署（担当者）の設置	IR担当部署は広報IR室。IR担当役員は、常務取締役兼業務管理本部長　大野俊也、IR事務連絡責任者は、広報IR室長　大沢雅勝となります。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
環境保全活動、CSR活動等の実施	環境への取り組みについては、当社ホームページにおいて、環境基本方針を公開し、環境リスク管理の内容や、具体的な環境対策活動を紹介している。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	情報開示の方針については、当社のホームページに掲載している。
その他	当社の企業倫理と遵法基本方針については、当社のホームページに掲載している。

Ⅳ内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

1) 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
「グループ企業倫理と遵法に関する基本方針」及び「グループ倫理行動指針」を定め、法令定款違反行為を未然に防止する。
取締役が他の取締役の法令定款違反を発見した場合、あるいはその疑念がある場合は直ちに監査役に報告する。

2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
取締役の職務執行に係る重要な情報については、取締役会規程に基づき、そこに定められた期間は閲覧可能な状態で保管することとする。

3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
3)-1 グループ会社のリスク管理体制の基礎として、リスク管理規程及び関係会社管理規程を定め、同方針に従ったリスク管理体制を構築する。
3)-2 当社はリスク管理規程の中で、個々のリスク発生の懸念される業務を統括する取締役あるいは執行役員をリスク対応担当者と定めており、各リスク対応担当者が、リスク管理体制を構築する。グループ会社において発生するリスクは、会社毎に当社の担当取締役が体制を整えることとする。

4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
4)-1 取締役の職務執行が効率的に行われることを確保するための体制の基礎として、取締役会を月1回定時に開催するほか、必要に応じて適宜臨時に開催するものとする。当社の経営方針及び経営戦略に関わる重要事項については、取締役、監査役を含む経営会議にて議論を行い、その審議を経て取締役会にて決定する。

4)-2 取締役会の決定に基づく業務執行については、職務分掌権限規程、職務分掌
権限表において、それぞれの責任者及びその責任、執行手続きを定めることとする。

5) 社員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
5)-1「グループ企業倫理と遵法に関する基本方針」及び「グループ倫理行動指針」を
定め、法令定款違反行為を未然に防止する。

5)-2内部統制室がグループ会社の内部統制システムを統括し、継続的に整備を行い、遵法・倫理体制を確保する。

5)-3内部統制室が、グループ会社の内部統制システムの機能状態を適宜モニタリングする。

5)-4取締役は当社における重大な法令違反あるいは倫理に反する重要な事実を発見した場合は直ちに監査役に報告すると同時に対策委員会を設置しその解決にあたるものとする。

5)-5内部通報規程に基づき内部通報制度を整備し、社内に周知する。

5)-6監査役は法令遵守体制及び内部通報体制の運用に問題があると認めたときは、意見を述べるとともに、改善策の策定を求めることが出来るものとする。

6) 関係会社における業務の適正を確保するための体制
6)-1 関係会社における業務の適正を確保するため、グループ会社全てに行動指針として「グループ企業倫理と遵法に関する基本方針」、「グループ倫理行動指針」及び「カンパニーステートメント」を定め、これを基礎として、各社で諸規程を定めるものとする。
関係会社管理規程に従い、当社への決裁・報告制度による管理を行うものとし、必要に応じてモニタリングを行うものとする。取締役は、関係会社において、法令違反あるいは倫理に反する重要な事項を発見した場合には、監査役に報告すると同時にその解決にあたるものとする。

6)-2 関係会社が当社からの経営管理、経営指導内容が法令に違反、あるいは倫理上問題があると認めた場合には、内部統制室又は監査役に報告するものとする。
内部統制室に報告があった場合には直ちに監査役に報告を行う。監査役は事実の確認を行い、必要があれば取締役会を招集し、そこで解決策を策定する。
監査役は意見を述べるとともに、改善策の策定を求めることができるものとする。

7) 監査役の職務を補助すべき社員に関する体制と当該社員の取締役からの独立性に関する事項。
7)-1 監査役の職務を補助するべき社員に関して監査役補助者規程を定め、監査役が必要と判断しこれを要求したときには、当社の社員から監査役補助者を任命する。
監査役補助者の評価は監査役が行い、監査役補助者の任命、解任、人事異動、賃金等の改定については監査役会の同意を得た上で取締役会が決定することとし、取締役及び執行部門からの独立を確保するものとする。

7)-2 監査役補助者は業務の執行にかかる役職を兼務しないこととする。

8) 取締役及び社員が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制及び監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制。
8)-1 取締役及び社員は当社の業務または業務に影響を与える重要な事項については監査役に報告するものとする。監査役は必要に応じて取締役及び社員に対して報告を求める事ができることとする。

8)-2 監査役会規程に基づき、監査役への適切な報告体制を確保する。

9) 財務報告の信頼性を確保するための体制
経理財務部及び内部統制室は、財務報告の信頼性を確保し、金融庁より平成18年6月に公布された金融商品取引法第24条の4の4に定める内部統制報告書の作成を有効かつ適切に行うため、代表取締役社長の指示の下、財務報告に係る内部統制を整備し、運用する体制を構築する。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

1) 当社は、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及びその団体に対しては、毅然とした態度で臨み、一切の関係を遮断する。

2) 反社会的勢力に対しては、総務部を対応統括部門として、必要に応じて警察当局、専門機関と連携しその情報を収集し、社内及びグループ会社への注意喚起を実施する。

Vその他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし

該当項目に関する補足説明

当社は、買収防衛に対する防衛策の導入は行っておりません。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

―――